

広報「みさと」伝言板掲載基準

(平成 29年 11月 6日 企画総務部長 決裁)

1・掲載できない内容

以下のものは掲載出来ません

- ・ 営利目的の行為、宣伝及び広告活動を目的としたもの
- ・ 指導者等が生徒を募集するもの
- ・ 政治的活動を目的としたもの
- ・ 個人宣伝を目的としたもの
- ・ 物品の販売を主目的としたイベントなど
- ・ 無資格者の医療行為等及びそれと誤解されるもの、またそれを広報することを目的としたもの
- ・ そのほか、行政広報の公共性、公益性を損なう恐れがあるもの
- ・ 宗教的宣教活動を目的としたもの
- ・ 求人に関するもの
- ・ 掲載意図及び内容が不明確なもの
- ・ 会場の確保ができていないもの

2・掲載内容に関して

- ・ 募集、催しなどは全市民を対象としていることが必要です。
- ・ 開催日、申込日時などの日付がある記事については、原則として、広報紙の配布される時間を考慮し、発行日から数えて10日以降に開催日、申し込み開始日時などが設定されているものとします。
- ・ 原則として、活動会場は市内の公民館、地区文化センターなどの公的施設またはそれに準ずる施設とします。
- ・ 連絡先（記事の問い合わせ先も同様）は、原則として市内在住の個人（連絡責任者がはっきりしていること）とします。
- ・ 掲載は年度内（4月～翌年3月）で1回までです。
- ・ 分かりやすい表現、各団体・サークル間での公平性をはかるため、表記は広報室で統一させていただきます。

なお、上記1・2ともに、市が後援している事業等、市が認めたものは除きます。

3・申し込み方法

- ・ 締め切り日（必着）までに、「広報みさと「伝言板」掲載申込書」（市ホームページまたは広報室備付け）を直接または郵送、FAX、市ホームページの申し込みから広報室へ提出してください。
- ※掲載は最大12件。希望多数の場合は市内団体・サークル、市内開催のイベントを優先としたうえで抽選し、掲載する場合のみ連絡させていただきます。抽選に漏れた場合は、希望があれば次月の申し込みとして取り扱います。
- ・ 掲載の申込期間は、掲載希望月の前月第1週金曜日（祝・休日は前開庁日）までです。
例）12月の掲載希望の場合、11月の第1週金曜日までに申し込み。
 - ・ 会費、入場料などを徴収するものは収支計算書等（収支が分かるもの）及び決算報告を提出していただく場合があります。